感対第６４０－３号
令和６年１１月１３日

さいたま市保健衛生局保健部地域医療課長
川越市保健所長
越谷市保健所長
川口市保健所長
様

埼玉県保健医療部感染症対策課長

麻しん疑い例における検体採取について（通知）

県の感染症対策の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、令和６年１０月以降、麻しんの患者が散発しております。麻しんは感染力が極めて高いことから、感染対策上、早期発見が重要である一方で、症状だけで診断することは困難であり、診断には検査を実施する必要があります。

そこで、県では、医師が臨床症状から麻しんを疑った時に、まずは保健所に相談していただき、遺伝子検査で必要となる検体の採取に御協力いただけるよう、埼玉県医師会会長あて別添のとおり依頼しましたので、お知らせいたします。

（参考情報）

- 医師による麻しん届出ガイドライン　第五版（国立感染症研究所ホームページ）
  https://www.niid.go.jp/niid/images/idsc/disease/measles/guideline/guideline03_20160309.pdf
- 麻しんに関する特定感染症予防指針（厚生労働省ホームページ）
  https://www.mhlw.go.jp/content/000503060.pdf

担　当：感染症担当
電　話：０４８－８３０－７３３０

写

感対第６４０－１号
令和６年１１月１３日

一般社団法人埼玉県医師会
会長　　金井　忠男　様

埼玉県保健医療部長　表　久仁和
（公印省略）

麻しん疑い例における検体採取の協力について（依頼）

感染症対策の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、令和６年１０月以降、麻しんの患者が散発しております。麻しんは感染力が極めて高いことから、感染対策上、早期発見が重要です。

一方、麻しんを症状だけで診断することは困難であり、診断には検査を実施する必要があると認識しております。

県では、麻しんの診断を確定させるための遺伝子検査を行っておりますが、検査結果を評価するためには、適切なタイミングで採取した検体を確保する必要があります。

つきましては、臨床症状から麻しんを疑った時は、まず、保健所に相談していただくとともに、遺伝子検査で必要となる検体の確保に御協力くださるようお願いいたします。

また、このことに係る貴会会員への周知につきまして、特段の御配慮をお願いいたします。

記

１　検体採取時期
（１）遺伝子検査
　　診断後すぐ（発疹出現後７日以内）
（２）麻疹特異的ＩｇＭ抗体検査（ＥＬＩＳＡ法）
　　発疹出現後４～２８日

２　参考情報
（１）医師による麻しん届出ガイドライン　第五版（国立感染症研究所ホームページ）
　　https://www.niid.go.jp/niid/images/idsc/disease/measles/guideline/guideline03_20160309.pdf
（２）麻しんに関する特定感染症予防指針（厚生労働省ホームページ）
　　https://www.mhlw.go.jp/content/000503060.pdf

担　当：感染症対策課感染症担当
電　話：０４８－８３０－７３３０